

おしらせ

国民健康保険制度が
かわりました

この10年で、70歳以上の高齢者数、国民医療費ともに1.3倍になりました。団塊世代が全員75歳以上になる2025年には国民医療費の総額は61.8兆円にもなる見込みです。
国民皆保険を将来にわたって守り続けるため、平成30年4月からこれまでの市町村に加え、和歌山県も国民健康保険制度を担うことになりました。

◆国民健康保険制度の見直しによる効果

- ①市町村はこれまで個別に給付費を推計し、保険税負担額を決定してきましたが、今後は県に納付金を納めるため、県の示す標準保険税率等を参考に保険税率を定め、保険税を賦課・徴収します。
- ②県は安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保のため、市町村との協議に基づき、県内の統一な運営方針としての国民健康保険運営方針を定め、市町村が担う事務の効率化を推進していきます。
- ③広域化により、平成30年度から県内で他の市町村に引越した場合でも、引越前と同じ世帯であることが認められるときは、高額療養費の上限額支払い回数のカウントが通算され負担が軽減されます。

国民年金について

■学生納付特例制度

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。対象となる学生は、大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（夜間・定時制課程や通信制課程の方も含まれます）に在学する方です。承認期間は4月から翌年3月までです。承認された期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されますが、年金額には反映されません。

申請について

平成29年度において学生納付特例制度により、保険料納付を猶予されている方で、平成30年度も引き続き在学予定の方へ、4月初旬に基礎年金番号等の印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書が送付されます。同一の学校に在学する場合は、このハガキに必要な最小限の記載事項を記入するだけで申請ができます。
なお、初めて学生納付特例の申請をする方・ハガキが着かない方は、学生証等が必要で、（家族の方が代理で申請する場合、印鑑も必要になります。）

◆主な変更点

- ①和歌山県も国民健康保険の保険者となります。
- ②平成30年度以降の一斉更新から、新しい被保険者証等には和歌山県と追記されます。
- ※資格や給付などの手続き、納税通知書の発行、国民健康保険税の徴収、納付相談についてはこれまでと変わらず市町村で行います。

健康課（内線277）

高齢者肺炎球菌ワクチン
予防接種

肺炎球菌性肺炎は成人肺炎の25〜40%を占め、特に高齢者で重篤化が問題になっていきます。現在、肺炎球菌の90種類以上ある血清型の中で、頻度の高い23種類の肺炎球菌を混合したワクチンの予防接種を実施しています。（任意接種では8千円程度が必要です。）

なお、過去5年以内に23価ワクチンを接種した方は、疼痛等の副反応が多く発生するため再接種はできません。（接種歴のある方は接種対象外です。）
接種料金 2,500円
※生活保護受給の方は無料

対象者 ①4月2日〜平成31年4月1日の間に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になられる方
②60歳〜65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器等に病気があり厚生労働省令で定める方

接種期限 平成31年3月末まで
保健センター
Tel 82-3223

不妊治療費助成事業

■一般不妊治療費助成事業

助成対象者

- ・結婚している夫婦であること
- ・申請時、夫又は妻のどちらかが県内に1年以上住所があり有田市民であること
- ・夫と妻の所得合計控除後の額が730万円未満であること

助成対象経費

- ・保険適用となる不妊治療及び不育治療
- ・保険適用外の不妊治療及び不育治療
- ・治療の一環として行われる検査及び治療開始前に不妊原因または不育原因を調べるための検査

助成額

1年度につき上限3万円、継続2年間で合わせて上限6万円
申請場所 保健センター

■特定不妊治療費助成事業

市民が、和歌山県特定不妊治療費助成事業実施要綱による助成金の交付決定を受けている場合、要件を満たせば、5万円を上限として市から上乗せ助成する制度があります。こちらは湯浅保健所での申請になります。
保健センター
Tel 82-3223

※この助成事業は今年度で終了となります。

保健センター
Tel 82-3223

老人医療費助成制度

老人医療費助成制度とは、満67歳以上69歳までの低所得の方の保険診療にかかる医療費の自己負担分を給付又は補助する助成制度です。対象となる方には条件があります。
高齢介護課（内線347）

訪問サービス

市内に在住の方で、自力で理容店に出向くことが困難な方に、理容師が自宅まで訪問して調髪を受けることができるサービスがあります。対象となる方には条件があります。
高齢介護課（内線347）

小・中学生への就学援助制度

経済的理由により小中学校への就学が困難な児童生徒の保護者に対し、お子さまの学校生活に必要な費用（学用品費・給食費等）の一部を援助する制度があります。
援助を受けるには学校を通じて申請が必要です。
認定については、教育委員会において課税状況・児童扶養手当受給の有無等を審査のうえ決

健康課（内線343）

一日ドック（人間ドック・脳ドック）助成制度

受診を希望される方は、特定健康診査受診券（対象者には4月下旬に郵送予定）・保険証・印鑑をご持参のうえ、健康課までお越しください。（今年度30歳〜39歳の受診希望の方は、保険証・印鑑をご持参ください）
※有田市国民健康保険に6ヶ月以上加入し、国保税の滞納

がない世帯に属する方。
※同年度内に特定健診・人間ドック・脳ドックのいずれか一つを受診できます。
※昨年度、脳ドックを受診された方は今年度の脳ドック申込はできません。

健診名	受付・定員	対象	検査内容	受診機関	自己負担額
人間ドック	5月7日(月)〜200名	今年度30〜74歳の国保加入者(S19.4.1〜H1.3.31生まれの方)	診察、血液検査、心電図、胸部X線検査、胃部X線撮影または内視鏡検査等	有田市立病院	6,000円
				桜ヶ丘病院	6,000円
脳ドック	6月1日(金)〜250名	今年度40〜74歳の国保加入者(S19.4.1〜S54.3.31生まれの方) (注)脳外科で診療を受けている方、体内にペースメーカーや金属を入れている方は受診できません。	脳MRI・MRA検査、診察、血液検査等 (受診機関によって検査項目が異なります。)	日本赤十字社 和歌山医療センター	24,400円
				和歌山医師会成人病センター	17,920円
				国保日高総合病院	8,600円
				健診センター・キタデ	7,980円
				有田市立病院	10,000円



※定員になり次第受付を終了させていただきます。

各種福祉手当

定めます。
教育総務課（内線294）

★児童扶養手当

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育しているひとり親家庭の保護者に支給されます。

★特別児童扶養手当

20歳未満で中程度以上の障害のある児童を、在宅で養育・監護している父母等に支給されます。

★特別障害者手当

20歳以上の在宅の重度障害者のある児童に支給されます。いずれの手当も、所得による制限などがありますので、該当すると思われる方はお問合せください。

★障害児福祉手当

20歳未満の在宅で重度の障害のある児童に支給されます。また、各手当は平成30年4月支給分より次の表のとおり改定となりました。

		平成29年度 (月額)	平成30年度 (月額)
児童扶養手当※	全部支給	42,290円	42,500円
	一部支給	9,980円〜42,280円	10,030円〜42,490円
特別児童扶養手当	1級	51,450円	51,700円
	2級	34,270円	34,430円
特別障害者手当		26,810円	26,940円
障害児福祉手当		14,580円	14,650円

※児童扶養手当については、第2子、第3子以降別途加算額があります。

福祉タクシー券交付します

身体障害者手帳（1・2級）、療育手帳（A1・A2）及び精神障害者保健福祉手帳（1級）をお持ちの方には、福祉タクシー券（基本料金相当・年間28回分）を交付します。該当される方は、手帳と印鑑をご持参のうえ、申請してください。
身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方

申請 福祉課（内線284）

申請 保健センター

Tel 82-3223